

地方拠点強化税制について

平成31年1月11日

内閣府地方創生推進事務局

企画官（地域再生担当） 下世古 光可

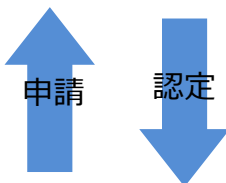
企業の地方拠点強化を推進する特例措置について

制度の概要

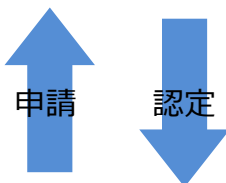
安定した良質な雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域等において本社機能を有する施設（特定業務施設：事務所、研究所、研修所）を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の措置を講ずる。

事業スキーム

国
「基本方針」



都道府県／都道府県及び市町村
「地域再生計画」
(地方活力向上地域等を指定)



事業者
「地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

○ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除

（措置内容）特別償却15%、税額控除4%（移転型事業の場合は特別償却25%、税額控除7%）

○ 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）

認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除※1

（措置内容）雇用者増加数1人当たり最大60万円(注)の税額控除(移転型事業の場合は最大90万円※2)

※1 平成28年度から所得拡大促進税制との併用可能

※2 移転型事業の場合に上乗せされる30万円は雇用維持により最大3年間継続 (注) 転勤者及び非正規雇用者は減額

○ 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該施設に課すべき固定資産税等を減免した場合の減免額に対する地方交付税による補填

○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務

認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証

○ 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による低利融資制度

認定事業者（中小企業者）の設備・運転に必要な資金を低利融資

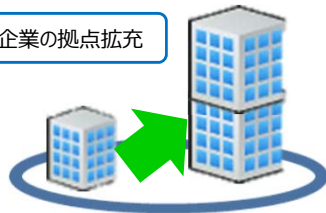
地方拠点強化税制

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

〔東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等以外での拡充の場合支援〕

地方の企業の拠点拡充

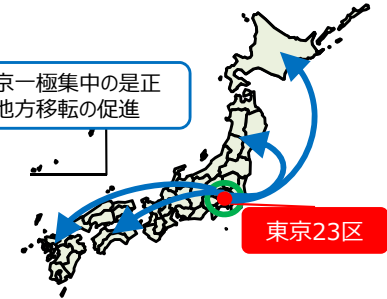


移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

〔東京圏の既成市街地等以外への移転の場合支援〕

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 (事業者作成→知事認定)

認定要件: 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人) ※
対象施設: 事務所、研究所、研修所
対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要

- ①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者
- ②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

オフィス減税

(措置対象:建物、建物附属設備、構築物 取得価額要件: 2,000万円(中小企業者1,000万円))

建物等の取得価額に対し、税額控除**4%**又は特別償却**15%**

建物等の取得価額に対し、税額控除**7%**又は特別償却**25%**

雇用促進税制

適用要件: ①特定業務施設の雇用者増加数(非正規除く)が2人以上 ②前年度から法人総給与額が法人全体の雇用者増加率×20%以上増加 ③事業主都合の離職者なし

①法人全体の雇用者増加率が8%以上の場合、雇用者増加数1人当たり**最大60万円**(注)を税額控除

②雇用者増加率が8%未満の場合でも、1人当たり**最大30万円**を税額控除

※法人全体の雇用者増加数が上限

①法人全体の雇用者増加率が5%以上の場合、雇用者増加数1人当たり**最大90万円(80万円*)**を税額控除

《拡充型の1人当たり最大60万円(注)に、雇用者増加数1人当たり**30万円(20万円*)**上乘せ》
*近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

②上記①のうち**上乘せ分は最大3年間継続**

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
また、法人全体の雇用者増加数を上限とせず、特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除

※雇用促進税制の上乗せ部分(30万円×3年=90万円)とオフィス減税は併用可

(注) 増加雇用者が転勤者又は非正規雇用者の場合は減額(-10万円)。新規雇用者の40%を超える非正規の新規雇用者は対象外。

支援対象地域について

白色地域は地域再生計画を作成することを前提に、「地方活力向上地域」として広く支援対象となる。



東京23区及び支援対象外地域

東京圏

赤色	○東京23区
黄色	○東京都(武蔵野市、三鷹市、八王子市等) ○神奈川県(横浜市、川崎市等) ○埼玉県(川口市、川越市等) ○千葉県(千葉市等) ○茨城県(龍ヶ崎市等)

支援対象外地域

中部圏中心部

青色	○愛知県(名古屋市の特定の区域)
----	------------------

準地方活力向上地域

近畿圏中心部

青色	○大阪府(大阪市の全域、守口市・東大阪市・堺市の特定の区域) ○京都府(京都市の特定の区域) ○兵庫県(神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域)
----	--

準地方活力向上地域

◆ 東京23区

東京23区からの移転による拠点強化の場合、税制措置を強化。

◆ 支援対象外地域

黄色・青色の大都市等は、地方拠点強化税制の対象外(※)となる。具体的には次のとおり。

- ・ 首都圏整備法で定める既成市街地及び近郊整備地帯(既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域)
- ・ 近畿圏整備法で定める既成都市区域(産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域)
- ・ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令で定める名古屋市の特定の区域 等

※移転型事業に限り、青色の地域(「準地方活力向上地域」となりうる地域)は対象。

企業の地方拠点強化に係る地方交付税による減収補填措置

<制度概要>

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について、都道府県知事の認定を受けた事業者に対し、地方公共団体が地方税の減税を行った場合に、地方交付税により補填措置を講じるもの。(※ただし、補填の対象となる減税率の上限は下表のとおり)

	拡充型事業	移転型事業														
対象地域	三大都市圏の既成市街地等以外の地域	首都圏の既成市街地等以外の地域														
対象となる地方公共団体(財政力要件)	<table border="0"> <tr> <td>[都道府県]</td> <td>[市町村]</td> </tr> <tr> <td>・ ~0.47未満:3/4を補填</td> <td>・ ~0.63未満:3/4を補填</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 0.63~0.74未満:3/8を補填</td> </tr> </table>	[都道府県]	[市町村]	・ ~0.47未満:3/4を補填	・ ~0.63未満:3/4を補填		・ 0.63~0.74未満:3/8を補填	<table border="0"> <tr> <td>[都道府県]</td> <td>[市町村]</td> </tr> <tr> <td>・ ~0.52未満:3/4を補填</td> <td>・ ~0.64未満:3/4を補填</td> </tr> <tr> <td>・ 0.52~0.69未満:1/2を補填</td> <td>・ 0.64~0.79未満:1/2を補填</td> </tr> <tr> <td>・ 0.69~0.85未満:1/4を補填</td> <td>・ 0.79~0.93未満:1/4を補填</td> </tr> </table>	[都道府県]	[市町村]	・ ~0.52未満:3/4を補填	・ ~0.64未満:3/4を補填	・ 0.52~0.69未満:1/2を補填	・ 0.64~0.79未満:1/2を補填	・ 0.69~0.85未満:1/4を補填	・ 0.79~0.93未満:1/4を補填
[都道府県]	[市町村]															
・ ~0.47未満:3/4を補填	・ ~0.63未満:3/4を補填															
	・ 0.63~0.74未満:3/8を補填															
[都道府県]	[市町村]															
・ ~0.52未満:3/4を補填	・ ~0.64未満:3/4を補填															
・ 0.52~0.69未満:1/2を補填	・ 0.64~0.79未満:1/2を補填															
・ 0.69~0.85未満:1/4を補填	・ 0.79~0.93未満:1/4を補填															
補填対象	[不均一課税] 不動産取得税、固定資産税(3年間)	[課税免除・不均一課税] 事業税(3年間)、不動産取得税、固定資産税(3年間)														
補填率 (※補填対象となる減税率の上限)	<ul style="list-style-type: none"> 不動産取得税 10/10 固定資産税 3/3(1年目)、2/3(2年目)、1/3(3年目) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業税 1/2(1年目)、1/4(2年目)、1/8(3年目) 不動産取得税 10/10 固定資産税 4/4(1年目)、3/4(2年目)、2/4(3年目) 														
対象施設等	土地、建物、構築物、機械装置	同左														
取得価額要件	3,800万円超(中小企業は1,900万円超)	同左														

地方拠点強化税制について(認定実績等)

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略K P I

目標：企業の地方拠点における雇用者数を2020年までの5年間で4万人増加、そのために必要な地方拠点強化の件数を7,500件増加

2. 地域再生計画の認定状況（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を記載したもの）

- ・ これまでに、国が全国で45道府県52計画を認定 ※未認定自治体：2都県(東京都、神奈川県)
- ・ 認定を受けた各道府県の地域再生計画における目標値の合計は次のとおり

【事業件数】1,690件（内訳：移転型事業346件、拡充型事業1,344件） 【雇用創出人数】15,659人

3. 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定状況

平成30年11月末現在として、12月17日までに都道府県から報告を受けた認定状況は次のとおり

- ・ 事業件数：278件（内訳 移転型事業25件、拡充型事業253件）
- ・ 雇用創出人数※：11,704人（内訳 移転型事業502人、拡充型事業11,202人）

（※）移転・拡充先となる特定業務施設における新規採用者数と他の事業所からの転勤者数の合計数

4. 地方拠点強化税制の適用実績（出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」）

- ・ 平成27年度：オフィス減税4件、雇用促進税制7件
- ・ 平成28年度：オフィス減税20件、雇用促進税制5件

※自治体の地域再生計画の認定、事業者の整備計画の認定、実際の設備投資等の後に、初めて税制が適用可能となるため、タイムラグが生じ、実績が少なくなっている面がある

地方拠点強化税制による雇用創出計画（平成30年11月末現在）

番号	都道府県	地域再生計画		特定業務施設整備計画	
		整備計画認定 件数	雇用創出数 (※1)	認定件数	雇用創出数 の合計(※2)
1	北海道	41	274	5	250
2	青森県	14	70	1	25
3	岩手県	12	70	0	0
4	宮城県	15	120	4	74
5	秋田県	18	90	2	14
6	山形県	35	210	3	61
7	福島県	21	119	4	34
8	茨城県	85	1,300	24	1,227
9	栃木県	15	150	9	127
10	群馬県	40	250	5	119
11	埼玉県	25	125	1	12
12	千葉県	20	100	5	87
13	東京都	—	—	0	0
14	神奈川県	—	—	0	0
15	新潟県	38	189	17	150
16	富山県	37	600	17	1,236
17	石川県	28	560	10	184
18	福井県	14	210	10	417
19	山梨県	15	385	6	1,222
20	長野県	11	90	4	85
21	岐阜県	38	234	3	71
22	静岡県	36	1,260	16	693
23	愛知県	18	105	7	716
24	三重県	10	234	7	230

番号	都道府県	地域再生計画		特定業務施設整備計画	
		整備計画認定 件数	雇用創出数 (※1)	認定件数	雇用創出数 の合計(※2)
25	滋賀県	30	300	7	276
26	京都府	23	270	6	1,464
27	大阪府	160	638	0	0
28	兵庫県	26	520	10	493
29	奈良県	9	60	1	5
30	和歌山県	21	210	2	10
31	鳥取県	10	500	3	30
32	島根県	9	65	1	18
33	岡山県	12	70	9	176
34	広島県	210	1,050	10	894
35	山口県	14	140	4	60
36	徳島県	42	245	3	52
37	香川県	14	140	2	29
38	愛媛県	48	231	3	34
39	高知県	14	140	2	34
40	福岡県	110	550	30	650
41	佐賀県	16	240	1	18
42	長崎県	14	175	1	150
43	熊本県	130	1,750	5	38
44	大分県	21	165	3	43
45	宮崎県	147	1,285	12	183
46	鹿児島県	16	100	3	13
47	沖縄県	8	70	0	0
-	全国合計	1,690	15,659	278	11,704

※1 道府県による地域再生計画に記載のある創出する雇用数の計画

※2 当該特定業務施設において増加する従業員数（新規採用（他法人からの中途採用を含む）、同一法人の他事業所からの配置換え）の計画

※3 K P Iとして、企業の地方拠点強化の件数を2020年までの5年間で7,500件、地方拠点における雇用増加数を4万人と設定。（まち・ひと・しごと創生総合戦略）

■ 各都道府県の問い合わせ先

- 下記URLから、パンフレットをダウンロードいただき、ご確認ください。
<http://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

■ 地域再生法に関する問い合わせ先

- 内閣府 地方創生推進事務局 TEL : 03-5510-2474

■ 地方拠点強化税制全般・設備投資減税に関する問い合わせ先

- 内閣府 地方創生事務局
(経済産業省 地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課内)
TEL : 03-3501-0645

■ 雇用促進税制に関する問い合わせ先

- 内閣府 地方創生推進事務局
(厚生労働省 職業安定局 雇用政策課内)
TEL : 03-3502-6770